

陳 情 文 書 表

| | |
|--|--|
| 令 3 陳 情 第 1 8 号 | 令 和 3 年 1 1 月 1 0 日 受 理 |
| 件 名 | 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情 |
| 陳 情 者 | 横浜市中区桜木町 3 - 9 横浜平和と労働会館 4 階 神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正利 |
| 陳 情 の 要 旨 | |
| <p>令和 2 年度から国の就学支援金制度により、年収 5 9 0 万円未満世帯まで私立高等学校の授業料実質無償化が実現しました。更に神奈川県では県独自の授業料補助制度の拡充により年収 7 0 0 万円未満世帯まで、県内私立高等学校の平均授業料相当額が補助され、授業料無償化が実現しました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進み、中学生の高等学校選択の幅が広がりました。</p> <p>しかし、これらの制度では補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約 2 7 万円残されます。近隣の都県、例えば年収 9 1 0 万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現している東京都や、年収 7 2 0 万円未満世帯まで多子加算を措置し、年収 5 0 0 万円未満世帯まで施設整備費等を含めた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、今年度は拡充されずに現状維持であった神奈川県の制度は見劣りします。愛知県では施設整備費を授業料に振り替えることで平均授業料が上がり、授業料補助額が増額になり、施設整備費が少額のため学費の 9 割を補助金が賄っています。</p> <p>また、神奈川県の私立学校の生徒一人当たりの経常費補助は、令和 2 年度国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）を達成した幼稚園を除けば、小中高いずれの校種でも国基準額を下回っています。その全国順位は、県の近年の努力に関わらず、高等学校は 4 7 都道府県中 4 3 位、中学校は 4 5 都道府県中 4 5 位、小学校は 3 6 都道府県中 3 2 位と、全国最下位水準です。私立学校においても少人数学級を実現するための専任教諭増など、経常費補助増額は早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。また、この補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。保護者負担の軽減は、未だ道半ばです。</p> <p>近代私学発祥の地、神奈川県の私立学校は、各校が建学の精神に基づき、</p> | |

切磋琢磨して特徴のある教育を作り、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。そうした私立学校に通う児童・生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは県政における最重要課題です。

私たちは、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう、次の事項について、地方自治法第99条に基づき、県に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

令和4年度予算において私学助成の拡充を図ること